

Q11-4.外貨送金の概要について教えてください。

台湾における外貨送金、あるいは、為替決済の手続きおよび規制は、「外国為替収支または取引申告弁法」および「外国為替収支または取引の申告における銀行業の顧客に対する指導時の注意事項」によって規定されており、取引の種類、金額により異なります。

非居住者については、金額や内容、さらに銀行によっても取扱いが異なるため、個別に銀行への確認が必要となります。中国への送金については別途規定がありますので、注意が必要です。

以下、台湾の居住者を前提として説明します。

1. 申告不要の金額および条件

原則として、居住者による1回の為替決済の金額がNT\$50万未満である場合、「外国為替収支または取引申告書」に記入する必要がなく、また当該年度の為替決済累計額に加算する必要もありません。

2-1. 申告が必要な外国為替収支または取引

居住者による1回の為替決済の金額がNT\$50万以上である場合(同弁法第5条)、「外国為替収支または取引申告書」に取引の詳細を記入し、申告しなければなりません。

2-2 . 関連する証憑類の提出が必要な外国為替収支または取引

さらに以下の場合には、当該為替決済にかかる契約書や許可書などの証憑類を「外国為替収支または取引申告書」に添付し、銀行が申告書の記載内容が適切であることを確認した上で、為替決済を行わなければなりません。

- (1) 居住者である会社、商店の1回の為替決済の金額がUS\$100万超。
- (2) 居住者である団体、個人の1回の為替決済の金額がUS\$50万超。
- (3) 管轄官庁の許可を受けた直接投資、証券投資および先物取引についての居住者からの送金。
- (4) 台湾内で行われる取引で、台湾外の貨物あるいはサービスに関わる居住者からの送金。
- (5) 台湾の中央銀行の規定などにより銀行の確認に供するために証憑類を添付しなければならない為替決済。

2-3. 台湾の中央銀行の許可が必要な外国為替収支または取引(同弁法第6条)以下の場合には、「外国為替収支または取引申告書」に証憑類を添付し、銀行が中央銀行の許可を得て初めて為替決済ができるようになります。

- (1) 会社、商店の年間為替決済累計額がUS\$5,000万超。
- (2) 団体、個人の年間為替決済累計額がUS\$500万超。
- (3) 20歳未満の台湾籍を有する者による1回の為替決済金額がNT\$50万以上。
- (4) その他中央銀行が必要と認めた振込。

なお、經濟部あるいは科学園區管理局の認可を受けた、海外からの台湾投資による為替決済、および減資による台湾から海外への為替決済は、年間為替決済累計額への加算を免除されています。

資金決済において個々の取引ではなく、差額分のみで決済を行うこと、いわゆるネットティング処理を実施することに対しては、台湾の税務、会計上特別な規制はありません。ただし、ネットティング処

理を行ったとしても、外貨の為替送金については総額での申告が必要になり、上記の申告義務および上限に準拠することになります。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。